

会議開催のお知らせ

令和8年度第1回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を次のとおり開催します。

令和8年4月28日

盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1 開催日時

令和8年5月14日（木） 14時45分から（予定）

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 4階 401・402 会議室

3 議題

(1) 報告事項

- ・ こどもの権利保障と条例の制定の検討について
- ・ 発達等に課題を抱える子の支援について
- ・ 盛岡市ヤングケアラーに関する実態調査研究結果と今後の取り組みについて
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- ・ 公立保育所 ICT 化推進事業の実施結果について
- ・ 虐待が疑われる事案に係る対応について

(2) その他

4 傍聴定員

5名

5 傍聴の可否及び手続き

(1) この会議は一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。
議題「報告事項：虐待が疑われる事案に係る対応について」の部分

(2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、14時45分時までに会場においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。

(3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順の方法により傍聴者を決定します。

(4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

議題「報告事項：虐待が疑われる事案に係る対応について」には個人に関する情報が含まれており、盛岡市情報公開条例第7条第2号に該当するため。

6 問い合わせ先

子ども未来部子ども青少年課企画係 019-613-8356

令和8年度盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会傍聴要領

盛岡市子ども未来部子ども青少年課

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（5名）になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為は行わないでください。